

質 疑 応 答 書

件 名 橋梁定期点検業務委託（R 8 国補道管橋梁委第 1 号）

質 問 事 項	回 答
① 設計図書 PDF23 頁、第 0007 号代価表の橋梁点検車の仕様が「積載荷重 300kg」とありますが、これは BT-400 級の大型点検車使用を想定されているのでしょうか（一般的な橋梁点検車（BT-200 等）は積載荷重 200kg となります）	① 積載荷重 300kg とは積算上の規格となっておりますので、橋梁点検車の型式の指定はありません。 本委託につきましては、橋梁形式が多岐にわたり比較的狭隘な箇所もあることからバケット式点検車（積載荷重 300 kg）を選択し計上しております。
② 公表されている予定価格につきましては、税込みではなく税抜き 46,830,000 円でお間違いないでしょうか。	② お見込みの通りです。予定価格は、税抜き 46,830,000 円で間違いありません。
③ 点検内訳表に記載のある第 3 者被害予防措置（打音検査）・第 3 者被害予防措置の点検調書作成につきましては、当初の積算に含まれていないという認識でお間違いないでしょうか。	③ 積算には含まれておりません。 第 3 者被害予防措置につきましては、現地踏査の結果に基づき、剝離等の変状を総合的に判断し、適宜必要に応じて設計変更にて対応致します。
④ 点検内訳表に記載のある関係機関協議 5 機関につきましては、当初の積算上、関係機関協議資料の作成のみ含んでおり、関係機関打合せ協議は含まれていないという認識でお間違いないでしょうか。	④ 関係機関との協議資料作成には、橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集が含まれております。
⑤ 高所作業車および橋梁点検車の 1 時間あたりの単価についてご教示ください。また、機械経費について採用した積算基準等もご教示ください。	⑤ 高所作業車および橋梁点検車の 1 時間当たりの単価については、回答できません。 茨城県土木部 積算基準及び標準歩掛 請負工事機械経費積算基準の建設機械等損料算定表を参考に積算しております。

質 問 事 項	回 答
⑥ 第 0007 号代価表 橋梁点検車運転について、橋梁点検車（バケット式・積載荷重 300kg）の 1 時間当たり単価は、「令和 7 年度 機械経費編」の（13 欄）運転時間当たり損料を採用されていますでしょうか。また、単価に補正を行っている場合は、適用している補正率をご教示いただけますでしょうか。	⑥ 「令和 7 年度 機械経費編」の（13 欄）運転時間当たり損料を採用しております。単価に補正は行っておりません。
⑦ 第 0008 号代価表 高所作業車運転について、高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕の 1 時間当たり単価は、「令和 7 年度 機械経費編」の（13 欄）運転時間当たり損料を採用されていますでしょうか。また、単価に補正を行っている場合は、適用している補正率をご教示いただけますでしょうか。	⑦ 「令和 7 年度 機械経費編」の（13 欄）運転時間当たり損料を採用しております。単価に補正は行っておりません。
⑧ 機労材集計リスト（材料費）〔積上分〕において、軽油 583L が計上されていますが、代価表内には軽油を積み上げている項目が見当たりません。軽油については、積算上どの項目に計上されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	⑧ 橋梁点検車運転で計上しております。
⑨ 特記仕様書 第 2 章 橋梁定期点検で、「『点検要領』に基づき」「『点検要領』の点検記録様式（その 1）～（その 11）」とありますが、『点検要領』とは、「第 4 条（準拠法令等）5. 橋梁定期点検要領（案）（令和 6 年 7 月国土交通省 道路局 国道・技術課）」のことで宜しいでしょうか？	⑨ 『点検要領』とは、「第 4 条（準拠法令等）5. 橋梁定期点検要領（案）（令和 6 年 7 月国土交通省 道路局 国道・技術課）」のこととなります。

⑩ 特記仕様書 第 27 条（定期点検）2. 写真撮影及び損傷図の作成について、『手引書』、『点検要領』のどちらの調書様式での作成になりますでしょうか ⑪ 本工事費内訳書の「安全費」について、積算上の算定対象額となる項目は「業務計画書作成」～「打合せ協議」の合計額でよろしいでしょうか。 ⑫ 本工事費内訳書の第 0007 号代価表「橋梁点検車運転」の「橋梁点検車バケット式 積載荷重 300kg」について、積算上適用された「単価の引用図書（書籍名、頁数、図書上の項目名）」をご教示いただけますでしょうか。 ⑬ 本案件について、参考資料説明書の機労材集計リスト（材料）[積上分]に「軽油 583.000L」と記載がありますが、積算上計上はされていないという認識でよろしいでしょうか。 ⑭ 金抜き設計書の第 0007 号代価表及び、第 0008 号代価表において、「ガソリン レギュラー」がそれぞれ計上されていますが、「軽油」でなく、「ガソリン レギュラー」がそのまま積み上げられていると考えてよろしいでしょうか。	⑩ 特記仕様書に記載のとおり、調書については点検前に実施計画書に記載し監督員と協議してください。損傷図は、『手引書』及び『点検要領』を準用し、作成してください。 ⑪ 『積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）令和 7 年 8 月茨城県土木部』に基づき算出しております。 ⑫ 単価の引用図書はありません。機械損料又は賃料につきましては、『積算基準及び標準歩掛（土木編）別冊 請負工事機械経費積算基準 令和 7 年 8 月 茨城県土木部』に基づき算出しております。 ⑬ 橋梁点検車運転で計上しております。 ⑭ 第 0007 号、第 0008 号代価の「ガソリン レギュラー」が積み上げられております。
--	---

上記のとおり回答します。